

一般社団法人日本獣医皮膚科学会
認定医制度規定施行細則

2024年2月13日理事会制定

第1章 総則

(運用)

第1条 一般社団法人日本獣医皮膚科学会（以下「本会」という）認定医制度の施行にあたり、規定に定められた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

(適用)

第2条 この細則は、一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医（以下「認定医」という）の認定および更新において適用する。

第2章 認定医制度委員会

(構成)

第3条 認定医制度委員会の委員長は本会定款第48条第3項に基づき、理事会にてアジア獣医皮膚科専門医の資格を有した理事を選任し、会長がこれを委嘱する。

2 認定医制度委員会の委員は、委員長がアジア獣医皮膚科専門医の資格を有した適任者を選任し、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 認定医制度委員会は、必要に応じて小委員会を理事会の承認を経て設置することができる。小委員会の委員は認定医制度委員会委員より互選し選出する。

(業務)

第4条 認定医制度委員会の業務は、この制度の運営に関する調整と統括を主体とし、次のとおりとする。

- (1) 研修目標および内容の検討と改定
- (2) 認定医講習会の企画と運営
- (3) 認定医の認定申請書類の審査
- (4) 認定医資格の更新申請書類の審査

- (5) 認定医試験の問題作成
 - (6) 認定医試験の期日の決定
 - (7) 認定医試験の会場の設定運営
 - (8) 認定医試験の実施
 - (9) 認定医試験の採点と成績審査
 - (10) 本会以外の団体が行う学術会議や学術雑誌の登録
 - (11) その他、必要と認められる業務
- 2 認定医委員会の親族(二親等)が受験する際には認定医試験の作成および実施に携わらない。

(定員)

第5条 認定医制度委員会委員の定数は10名以内とする。

(成立、議決、議事録)

第6条 認定医制度委員会は次の要領に従う。

- (1) 委員会の成立は、委員現在数の3分の2以上とし、委任状による出席を認める。
- (2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、本会事務局に保管する。
- (4) 委員会は公開しない。議事録の閲覧は委員長の許可を得るものとする。

第3章 認定医講習会の受講

(認定医講習会の受講手続き)

第7条 認定医講習会の受講には受講登録を必要とする。登録申請に要する書類は、次の通りとする。

- (1) 認定医講習会の受講申請書(様式1)
 - (2) 本会在籍を証明する書類(写し)
 - (3) 認定医講習会の受講登録料は申請時5,000円とする。
 - (4) 受講申請は3カ年有効とし、更新にはその都度同様の手続きを要す。
- 2 認定医を所得している会員は、認定期間内は前項に定める受講登録申請は必要としない。
- 3 認定医講習会の受講料は年間16,000円とする。

(認定医講習会の内訳)

第8条 認定医講習会の科目は基礎、病態、応用分野で1科目90分・18科目(別表1)とし、講師はアジア獣医皮膚科専門医と各領域の専門家で構成する。
2 年間で最大6科目を履修することができる。

第4章 認定医の認定

(認定申請手続き)

第9条 認定医の認定申請に要する書類は、次の通りとする。

- (1) 認定医試験受験申請書(様式2)
- (2) 獣医師免許証(写し)
- (3) 認定医講習会受講一覧表
- (4) 申請に必要な学術事業の参加証
- (5) 学会・論文発表等業績(写し)
- (6) 診療実績記録(様式3)

2 認定医試験受験料は30,000円とする。

(認定医の認定方法)

第10条 認定医の認定は、書類審査と認定医試験によって行う。認定医試験は筆記試験と口頭試問により、年1回行う。

(告示、申請資格)

第11条 認定医制度委員会は、認定申請の受付期間および認定医試験の期日と場所を決定し、認定医試験の6カ月前までに本会会誌、本会ホームページ等によって会員に告示する。

2 認定申請者は、以下の各号に記したすべての資格要件を満たさなければならない。

- (1) 本邦の獣医師免許を有すること
- (2) 申請期限の日を含めて、3年以上継続して本会正会員であること
- (3) 認定医講習会研修18科目を6年以内に履修すること
- (4) 本会学術大会に6年以内に3回以上参加すること。
- (5) 本会が指定する学術事業(生涯教育セミナー、ひふゼミ)に6年以内に3回以上参加すること。
- (6) 海外獣医皮膚科学術会議(別表2)に6年以内に1回以上参加すること

- (7) 過去6年以内に獣医皮膚科に関する筆頭学会発表(別表3)が1報以上、さらに筆頭論文発表(別表4)が1編以上あること
 - (8) 3年以上の獣医一般診療の臨床経験を有し、過去3年間に主治医として皮膚科600症例(初診100症例含む)の診療実績を有すること
- 3 その他申請資格に関して特別審査が必要な場合は、認定医制度委員会内の小委員会として資格審査委員会を設置し審査を行い、申請資格に合致すると審査された場合のみ、前項の資格要件を満たしたものとする。

(認定証交付料)

第12条 認定証交付料は40,000円とする。

(認定医申請資格の延長)

- 第13条 災害、病気、出産、その他やむを得ない事情により認定申請ができなかった場合、認定医申請資格の1年間の延長を認めることがある。
- 2 前項に該当する者は、その事情を説明できる書類を添えて認定医制度委員会に届け出る。
- 3 災害、感染症流行などの事情により認定医制度関連事業が行われなかった場合、認定医制度委員が定めた特定期間は認定医資格の延長が認められる。

第5章 認定医資格の更新

(認定医資格の更新申請手続き)

第14条 認定医資格更新の申請に要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 認定医資格更新申請書(様式4)
 - (2) 獣医師免許証(写し)
 - (3) 認定更新評価点申告書(様式5)
 - (4) 認定更新評価点を満たしたことを証明する書類
 - (5) 診療実績記録(様式3)
- 2 認定医更新審査料は30,000円とする。
- 3 更新申請書類は認定期間終了年の12月31日までに認定制度委員会に提出すること。
- 4 評価点の証明書類として、学術会議の参加証、講演抄録の写し、論文の写し等を提出すること、

(認定医資格の更新要件)

第15条 更新申請者は、以下の資格要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 本会認定医であること
 - (2) 別表5に定める認定更新評価点が合計200点以上であること。
 - (3) 認定期間内に、主治医として皮膚科600症例（初診100症例含む）の診療実績を有すること
- 2 認定更新評価点は、更新を評価する期間のみに有効とする。
- 3 その他更新要件に関して特別審査が必要な場合は、認定医制度委員会内の小委員会として資格審査委員会を設置し審査を行い、更新資格要件に合致すると審査された場合のみ、前項の資格要件を満たしたものとする。

（認定医資格の更新延期）

第16条 災害、病気、出産、その他やむを得ない事情により認定医資格更新の申請ができなかった者は、認定医資格更新延期申請書およびその事情を説明できる書類を添えて認定医制度委員会に届け出る。認定医制度委員会は認定医資格の更新または呼応する期限の延長を認めることができる。

第6章 認定医資格の喪失

（認定医資格の喪失）

第17条 認定医の資格を失い、または取り消された者は、認定証を会長に返還しなければならない。この者は、認定医原簿から登録を除かれる。

第7章 補則

（書類の様式）

第18条 この施行細則にある各種書類の様式は、別に定める。

（納入金額の不返還）

第19条 すでに納入した各種審査料および認定料等は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

- 1 この細則は、平成21年2月24日から施行された日本獣医皮膚科学会認

定医制度規定施行細則を継承し、平成２５年２月１９日に本会の認定医制度規定施行細則として一部改正の上、施行する。

- ２ この施行細則第９条第４項に規定する認定医講習会は平成２５年３月１６日から施行する。
- ３ この細則は、２０１３年８月２０日付で一部改正した。
- ４ この細則は、２０１４年１１月１８日付で一部改正した。
- ５ この細則は、２０１６年８月２３日付で一部改正した。
- ６ この細則は、２０１７年２月２１日付で一部改正した。
- ７ この細則は、２０１９年５月２１日付で一部改正した。
- ８ この細則は、２０２１年２月１９日付で一部改正した。
- ９ この細則は、２０２４年２月１３日付で一部改正した。

別表1 一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医研修項目一覧

皮膚の基礎科学

1. 皮膚の構造と機能

表皮の構造（角質細胞、角化細胞、メラノサイト、メルケル細胞、ランゲルハンス細胞）、皮膚バリア機能（皮膚の脂質、フィラグリン、セラミド、細胞間接着）皮膚基底膜の構造、真皮の構造（コラーゲン、各細胞、血管）、皮膚付属器の構造と機能（毛包、脂腺、アポクリン腺、エクリン腺）

2. 皮膚の免疫学

微生物に対する免疫機能、アレルギーの免疫状態（サイトカイン、ケモカイン、肥満細胞、化学伝達物質）、抗原貪食と抗原提示、IgE の産生、自己免疫疾患の免疫

3. 皮膚の症候学と診断

皮疹学（色調の変化、隆起性病変、皮膚の欠損、皮表の付着物）、診察、医療面接（主訴、問診）、病歴（現病歴、既往歴、家族歴、投薬歴）

4. 皮膚科の検査

皮膚掻爬検査、毛検査、培養検査、細胞診、皮膚生検

5. 皮膚科の病理組織学

皮膚組織の処理方法、皮膚の切片作成法、皮膚組織染色法、皮膚の正常組織、皮膚組織の変化（角質肥厚、表皮肥厚、海綿状態、液状変性、アポトーシス、肉芽組織、肉芽腫）、皮膚病理組織学のパターン認識法

6. 皮膚科の治療学

外用療法（シャンプー療法、膏薬療法）、抗生物質、副腎皮質ホルモン製剤、免疫抑制剤、サプリメント

皮膚病各論（原因、病態、診断検査、治療、予後と予防）

7. 外部寄生虫症

ノミ、疥癬虫、ニキビダニ（毛包虫）、シラミ、ツメダニ、ツツガムシ、マダニ、耳ダニ

8. 細菌性皮膚疾患

表面性膿皮症、表在性膿皮症、深在性膿皮症、膿痂疹、粘膜皮膚膿皮症、ジャーマンシェパードの深在性膿皮症

9. 真菌性皮膚疾患

鏡検、真菌培養検査、ウッド灯検査、皮膚糸状菌症、深在性真菌症、マラセチア皮膚炎

10. ウイルス、リケッチア、原虫性疾患

ウイルス性疾患の検査法、ジステンパー、ヘルペスウイルス感染症、パピローマウイルス感染症、リーシュマニア症、猫のカリシウイルス感染症

11. アレルギー疾患

ノミアアレルギー性皮膚炎、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、通常疥癬、蕁麻疹、接触皮膚炎、抗原特異的 IgE 検査

12. 自己免疫性および免疫介在性疾患

天疱瘡、エリテマトーデス、ぶどう膜皮膚症候群、多形紅斑、中毒性表皮壊死症、無菌性脂肪織炎、無菌性肉芽腫及び化膿性肉芽腫症候群

13. 角化症

脂漏症（原発性、続発性）、脂腺炎、ウエストハイランドホワイトテリアの表皮増生症、ビタミン A 反応性皮膚症、シュナウツアー一面皸症候群、亜鉛反応性皮膚症、鼻角質増殖症

14. 内分泌疾患および非炎症性脱毛症

甲状腺機能低下症、クッシング症候群、性ホルモン失調、脱毛症 X、季節性側腹部脱毛症、カラーダイレーション脱毛症、パターン脱毛症、毛刈後脱毛症

15. 先天性皮膚疾患

動物の遺伝学、表皮水疱症、魚鱗癬、エーラス・ダンロス症候群、シェルティー・コリーの家族性皮膚筋炎、虚血性皮膚症

16. 部位からみた犬の皮膚疾患

耳の構造、外耳炎、中耳炎、肢端皮膚炎、肢端舐性皮膚炎と行動異常

17. 猫の皮膚疾患

猫のアレルギー性皮膚炎、蚊刺咬性過敏症、好酸球性肉芽腫症候群、形質細胞肢端皮膚炎、腫瘍随伴性皮膚症、猫の皮膚脆弱症候群、疥瘡、ペルシア猫の顔面皮膚炎

18. 皮膚の腫瘍

有棘細胞癌、基底細胞腫、毛包起源腫瘍、アポクリン起源腫瘍、エックリン起源腫瘍、脂腺起源腫瘍、皮膚組織球腫、肥満細胞腫、皮膚リンパ腫

別表 2 海外獣医皮膚科学術会議

World Congress of Veterinary Dermatology
Asian Meeting of Animal Medicine Specialties
North American Veterinary Dermatology Forum
Annual Congress of the ESVD-ECVD

別表 3 一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医制度委員会が定める学術会議

一般社団法人日本獣医皮膚科学会学術大会
公益社団法人日本獣医学会学術集会
公益社団法人日本獣医師会 日本小動物獣医学会
別表 2 に挙げた海外学術会議

別表 4 一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医制度委員会が定める学術雑誌

獣医臨床皮膚科
日本獣医学会誌
日本獣医師会誌
国際学術雑誌

別表 5 一般社団法人日本獣医皮膚科学会認定医更新評価点一覧表

項目	細目	評価点
国内学術事業参加	本会学術大会	4 0
	※本会学術大会に現地参加した場合の加点	1 0
	本会主催生涯教育セミナー	1 0
	ひふゼミ	2 0
本会認定医講習会	年間 1 ～ 2 科目履修	0
	3 ～ 5 科目履修	1 0
	6 科目履修	2 0
海外学術会議参加 1	World Congress of Veterinary Dermatology	5 0
	※上記会議に現地参加した場合の加点	5 0
海外学術会議参加 2	Asian Meeting of Animal Medicine Specialties	5 0
	North American Veterinary Dermatology Forum	5 0
	Annual Congress of the ESVD-ECVD	5 0
	※上記会議に現地参加した場合の加点	1 0
学術会議講演等	別表 2、3 の学術会議での講演	3 0
	別表 2、3 の学術会議でのシンポジスト・パネラー	2 0
筆頭学会発表	本会学術大会：口頭	2 0
	本会学術大会：ポスター	1 0
	海外学術会議（別表 2）	2 0
	国内学術会議（別表 3、本会除く）	1 0
学術誌筆頭論文	国際学術雑誌（英文）：皮膚科学に関する論文等 ・対象の可否については本会認定医制度委員会で判断する	3 0
	本会会誌：原著論文	3 0
	本会会誌：症例報告、短報	2 0
	本会会誌：レター	1 0
	※対象となる和文論文は本会会誌に限る	